

役員、評議員及び顧問等の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪科学振興協会（以下「当協会」という。）の定款（以下「定款」という。）第16条、第35条及び第38条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
2. 常勤役員とは、理事のうち、週3日以上勤務する者をいう。
3. 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
4. 顧問等とは、定款第38条に基づき置かれる者をいう。
5. 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区別されるものとする。
6. 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）等の実費相当額の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当協会の常勤役員の職務執行の報酬は年棒制とし、別表1に定める額の範囲内で理事長が定める。

- 2 常勤役員の毎月の報酬支給額は年俸の12分の1とし、賞与及び退職慰労金については支給しないものとする。
- 3 非常勤の役員は、無報酬とする。
- 4 評議員は、無報酬とする。
- 5 顧問等は、無報酬とする。

(支給の方法)

第4条 常勤役員の報酬は、法令等に基づき報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残高を口座振込等の方法により支給するものとし、支給日は特別の事情がない限り、毎月17日（1月に限り18日）とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日に支給する。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）
その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの
その前々日
- (3) 土曜日
その前日

(通勤手当)

第 5 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(費用)

第 6 条 当協会は、役員等及び顧問等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

なお、会議出席費用については第 7 条によるものとする。

(会議出席費用)

第 7 条 当協会は、役員等及び顧問等が、次の各号に掲げる会議に出席したときは、会議出席費用として別表 2 に掲げる金額を支払う。

ただし、役員等及び顧問等のうち大阪市及び関西電力の役職員であるもの、並びに大阪市立科学館に勤務するものについては、支払わないものとする。

(1) 理事会

(2) 評議員会

(公表)

第 8 条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬額

役 職	報 酬 額
常務理事	720 万円以下

別表 2 会議出席費用の額

会議の種類	日 額
理 事 会	3,000 円
評議員会	3,000 円